

全設健発第 1314 号

令和元年 9 月 30 日

事 業 主 殿

全国設計事務所健康保険組合
理 事 長 内 田 勝 巳
(公 印 省 略)

18 歳以上の被扶養者(配偶者・子以外)の資格の再確認(検認)について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当組合の運営につきましては、日頃よりご協力いただき厚く御礼申し上げます。

被扶養者の資格の再確認(検認)につきましては、健康保険法施行規則第 50 条の規定により、保険財政の健全な運営並びに保険給付の適正化をはかるため毎年実施することとなっております。

今年度は、18 歳以上の被扶養者(配偶者・子以外)の資格について再確認を実施いたします。(父母、祖父母、義父母、兄弟、姉妹等)

つきましては、業務ご多忙のところ大変恐縮ですが、別紙「健康保険被扶養者調書(異動届)」(以下「調書」といいます。)を送付しますので、該当者にご周知いただき、提出期限までにご提出くださいますようお願い申し上げます。

18 歳以上の被扶養者(配偶者・子以外)の資格の再確認(検認)について

1. 提出期限並びに提出書類

令和元年 11 月 29 日（金）までに、調書に証明書を各々ホチキス止めし、事業所でとりまとめて提出してください。

2. 対 象 者

令和元年 9 月 5 日現在、被扶養者として認定されている 18 歳以上の被扶養者(配偶者・子以外) が対象です。

なお、調書提出時、被保険者の資格を喪失している又は対象者の扶養認定を削除している場合は、調書の提出は不要です。

3. 記入方法について

1)被保険者・被扶養者データの訂正について

この調書は、令和元年 9 月 5 日現在のデータをもとに作成しております。

- ①被保険者の住所の訂正は、訂正欄に正しい住所を赤で記入してください。
- ②被保険者の住所以外の訂正については、「氏名変更(訂正)届」・「生年月日訂正届」と健康保険証の提出が必要です。
- ③被扶養者データに誤りがある場合は、訂正欄に正しいものを赤で記入して、健康保険証を添付のうえ提出してください。

(フリガナ訂正のみの場合は、健康保険証の添付は不要です。)

2)居住地、同居・別居、別居の場合の送金額、収入、収入のある場合の欄の記入方法について

- ①居住地の欄は、国内・海外のいずれかを○で囲んでください。
- ②同居・別居の欄は、いずれかを○で囲んでください。
- ③別居の場合の送金額の欄は、月額・年額のいずれかに○をし、送金額を記入してください。
- ④職業の欄は、無職・パートなど記入してください。
- ⑤収入の欄は、有・無のいずれかを○で囲んでください。

⑥収入のある場合の欄は、月/平均額又は年間/合計額かのどちらかに○をして、収入額を記入してください。

3) 被扶養者でなくなった日の欄の記入方法について

被扶養者の資格を削除する場合は、「被扶養者でなくなった日」欄に、その年月日を記入し、健康保険証を添付のうえ提出してください。

なお、「被扶養者削除日」は、異動日(事実発生日、就職日、死亡日の翌日など)を記入してください。

4) 扶養しなくなった理由の欄の記入方法について

扶養しなくなった理由として、以下の理由が考えられます。

- ①就職したため
- ②結婚したため(生計維持関係がなくなったため)
- ③前年の年間収入(1月～12月)が130万円以上のため
(60歳以上又は厚生年金保険法による障害年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は180万円以上のため)
- ④現在、恒常的に月収108,334円以上のため
(60歳以上又は障害者である場合は月収150,000円以上のため)
- ⑤年収(月収)が被保険者の収入の半分以上のため
- ⑥別居後、生計維持関係がなくなったため(別居の場合は扶養される方の年収以上の仕送りをしていることが扶養の条件です。)
- ⑦海外在住により、収入の確認できる書類が提出できないため
- ⑧死亡したため

5) 証明書の添付について

被扶養者1名につき、いずれかの証明書を添付してください。

- ①収入のない方：収入がないことが確認できる直近の非課税証明書(原本)
- ②学生の方：学生証(写)又は在学証明書(原本)

(定時制などの場合は、別途、非課税証明書などが必要です。)

- ③収入のある方：収入額が分かる証明書をいずれか添付してください。

ア. 給与収入がある方：以下の証明書いずれか

- ・前年分給与所得の源泉徴収票(写)
- ・収入額の記載のある市区町村証明の課税証明書(原本)

イ. 自営業の方、家賃収入又は株の配当など財産収入がある方

- ・税務署に申告する確定申告書と収支内訳書(写)

(税務署が受理したことが分かるもの)

ウ. 年金収入のみの方(老齢年金・障害年金・遺族年金他)

- ・ 年金振込通知書(写)と①の書類

エ. 年金収入と年金以外の収入がある方

- ・ 年金振込通知書(写)とア又はイの書類

④別居の方：以下の2点をすべて添付してください。

ア. ①又は③の収入が確認できる書類

イ. 平成30年分(1月～12月)の送金事実と仕送り額が確認できる、金融機関発行の振込依頼書又は振込先の通帳の写しを添付してください(平成30年以降の認定の方は直近一年分、認定されてから一年を経過していない方は、認定後から現在までの分を添付してください。)

6) 証明書の注意事項について

① 市区町村証明の(非)課税証明書などは、直近の平成31年度(令和元年度)の証明書(平成30年1月～12月収入分)を添付してください。

その際、証明書に収入額の記載があるかどうか確認してください。

必要経費を差し引いた所得金額のみの記載では、実際の収入額が分かりませんのでご注意ください。

② 収入とはすべての収入(給与、家賃収入、配当収入、公的私的年金収入など)が対象となります。

③ 証明書に、個人番号(マイナンバー)が記載されている場合は、塗りつぶしてください。

④ 令和元年6月1日以降に初めて扶養認定した方のみ、証明書の添付は必要ありませんので、住所等内容を確認して、押印の上、とりまとめた分と一緒に提出してください。

4. その他

①今回、別居の場合は、平成30年分(1月～12月)の送金事実と仕送り額が確認できる書類(上記④別居の方参照)一年分を添付してください。

②被保険者印・事業主印は、必ず押印してください。

③該当者の「被扶養者調書プルーフ&チェックリスト」を同封しますので、貴事業所の控えとしてご利用ください。

④調書に記載がない被扶養者の削除・訂正などは、「健康保険被扶養者(異動)届」に健康保険証を添付のうえご提出ください。

⑤被扶養者の資格の再確認の結果、収入が基準を超えているなどで被扶養者となれない方は、調書にて被扶養者の削除をいたします。

その際は、お手数ですが健康保険証の回収にご協力ください。

⑥提出期限までに調書の提出がなく、その後再三督促したにもかかわらず
調書の提出がない方、証明書の添付がない方は、被扶養者の削除をいたします。

⑦会社を退職後、雇用保険(失業給付)を受給している期間は、被扶養者となること
ができません。(但し、給付日額 3,612 円未満は除く。)

⑧被扶養者認定年月日は、貴事業所で確認された日と異なる場合があります。
転籍や再雇用等で、一日も空白がなく継続して扶養認定している方は、当組合
が最初に扶養認定した年月日を記載しております。

⑨ご不明な点は、第一業務部適用課までお問い合わせください。

☎ 0 3 (3 4 0 4) 7 3 4 4